

アースフレンズ東京Zバスケットボールアカデミー会員規約

2015年10月1日	初版発行
2016年4月25日	2版改定
2016年6月1日	3版改定
2017年6月1日	4版改定

第1条(運営管理)

アースフレンズ東京Zバスケットボールアカデミー(以下「当アカデミー」と言います)は、株式会社GWC(以下「当社」と言います)が管理・運営をします。

第2条(目的)

当アカデミーでは、バスケットボールを通して、青少年の健全な育成に寄与し、地域振興及び地域密着事業とスポーツの発展を目的とします。

第3条(入会資格及び手続き)

- 1) 当アカデミーに入会する方(以下「アカデミー生」と言います)は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければなりません。
- 2) アカデミー生は、当アカデミー会員規約に同意頂いたうえで、所定の入会申込書、またはWEB申込書フォームに必要事項を記入・入力し、当アカデミー事務局宛に提出してください。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- 3) 申し込み後7日以内に、第6条第1項に定められた会費を所定の口座へ納入して頂きます。
- 4) 所定の預金口座振替依頼書を、2回目の練習参加までに提出してください。

第4条(遵守事項)

アカデミー生は、本規約を順守し、また、アカデミー会場における諸規則やルールに従うものとします。

第5条(会費)

アカデミー生は、所定の金額の入会金・年会費・月謝等を所定の方法で納入して頂きます。

第6条(会費の支払い)

- 1) 入会申込書のご提出後、当アカデミー事務局より「入会金ならびに2ヶ月分の月謝のお支払いについてのご案内」をお送りします。アカデミー生は、案内を受け取り後7日以内に、所定の口座へ納入して頂きます。
- 2) 3ヶ月目以降の月謝は、毎月27日(27日が金融機関の休日の場合は翌営業日)に、翌月分を口座振替により納入して頂きます。残高不足や口座登録が間に合わなかった場合のお支払い方法については、当アカデミー事務局よりご連絡いたします。
- 3) 当社は、理由の如何を問わず、受領した会費等をアカデミー生に対して返金致しません。

第7条(負傷時の処置及び事故)

- 1) アカデミー生が当アカデミーの活動中に負傷した場合は、当社が応急処置のみ対応致します。
- 2) 当社は、アカデミー生が当スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我、死亡その他の事故について、当社の故意

又は重過失によるものと立証された場合を除いて、責任を一切負いません。アカデミー生同士の当アカデミー内外でのトラブルについても同様とします。

- 3) 当アカデミーへ参加するにあたっての往路・帰路等移動途中の事故に対しては、当社は一切の責任を負いかねますので、会場への道中は事故等に十分ご注意の上ご来場ください。

第8条(保険)

アカデミー生は、入会と共にスポーツ安全保険に加入頂きます。加入手続きは当社が行い、保険料はアカデミー生の負担とし、補償内容は保険会社の約款の通りとします。

第9条(有効期間)

- 1) 活動期間は、2015年度のみ10月1日から翌年3月31日までとします。2016年度より、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 2) 契約の自動更新は行いません。契約を更新する場合は、毎年2月末までに当社の定める所定の手続きを経る事とします。

第10条(譲渡等の禁止)

アカデミー生は、本規約に基づくアカデミー生としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡又は売り渡すことはできず、使用承諾はまた名義変更、質権の設定その他これを担保に供することはできません

第11条(入会拒否・会員資格の取り消し等)

- 1) 当社は、入会希望者又はアカデミー生が以下の各号の一に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否する事又は当該アカデミー生の会員資格を取り消し、退会させることができます。
 - (1) 入会申込書による登録の申請若しくは登録されたアカデミー生の情報に虚偽の内容がある場合又は登録申請事項に遺漏がある場合
 - (2) 実在しない氏名、他人の氏名等で入会を申し込んだ場合
 - (3) アカデミー生本人以外の者が当アカデミーを利用した場合
 - (4) 入会希望者若しくはアカデミー生がいわゆる暴力団若しくはこれに類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者(以下「暴力団員等」という。)であると当社が認める場合又は暴力団員等でなくなったときから5年間が経過していないと当社が認める場合
 - (5) 当アカデミーを不正利用し又は第三者に不正利用させた場合
 - (6) 会費、利用料金等の支払いを怠った場合
 - (7) 当アカデミー又は当社の名誉や品位を害する行為を行なった場合
 - (8) 本規約に違反した場合
 - (9) その他、合理的事由によりアカデミー生として不適当であると当社が認める場合
- 2) アカデミー生の資格は本人に一身専属のものとし、アカデミー生が死亡したときは、当該アカデミー生は死亡時に退会したものとみなします。
- 3) 前2項の場合、当社は、アカデミー生及びその相続人等(入会を拒否された入会希望者を除く。)に対し年会費を返却致しません。

第12条(担当講師について)

- 1) 怪我や治療、体調不良等によりアカデミー担当講師が欠席する場合は、当該の日程のみ原則として代理の講師が着任します。
- 2) メイン講師に代わり、サブ講師のローテーションを定期的に行う場合がございます。

第13条(休講・振替)

以下の各号のいずれかに該当する場合は、当アカデミーを休講できるものとします。また、休講の場合、極力振替日を設ける事としますが、振り替えできない場合もある事を、アカデミー生は予め了承するものとします。

- 1) 天災、交通事情、台風等の悪天候、集団疫病によりアカデミーの開催が困難であると判断した場合
- 2) 施設の改修工事、イベント等で会場が使用できない場合
- 3) その他、不可抗力によりアカデミーの開催が不可能と当社が判断した場合

第14条(休会)

- 1) 原則として、休会は認めません。ただし、怪我や病気などのやむを得ない事由により当社が承認する場合は、この限りではありません。
- 2) 当社が休会の承認をした場合、所定の休会届を、休会開始希望月の前月25日までに提出することにより、休会することができます。また、以下の各号の休会中の条件・手続きがあることを、アカデミー生は予め了承するものとします。
 - (1) 休会期間中の月謝は免除と致します。
 - (2) 期日までに届出をいただいた場合で、休会する月の月謝をお支払いいただいている場合、休会終了後の月謝に充当いたします。また、期日までに届出がない場合は、月謝の返金は致しません。
 - (3) 休会期間は、一ヶ月を単位に最大三ヶ月までとします。三ヶ月を超える場合は、退会扱いと致します。
 - (4) 再開をする際は、希望月の前月末日までに事務局へ連絡をする事とします。
 - (5) 再開をする際は、休会理由を証明できる領収書等(コピー可)を、休会月分各1枚提出する事とします。
 - (6) 休会期間中、練習会場での見学は可能とします。ただし、コートへの立ち入りは禁止と致します。

第15条(退会)

- 1) アカデミー生は、退会する前々月末日までに所定の退会届を提出することにより、月末限りで退会することができます。

(例)2月末まで参加し3月に退会する場合、1月31日までに申請をする。
- 2) 電話等口頭での連絡やパソコンまたは携帯電話のメールによる連絡での退会は受け付けられません。なお、当社が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
- 3) 第22条に定める規約の改定が行われる際、改定後の規約に同意できない場合、同意できないことを改定される新規約の施行までに当社へ申請することにより、新規約施行日に退会したという扱いとする。本項による退会をする前に、次月分の月謝が支払われている場合は、当該月謝を返金する。
- 4) 第22条に定める規約の改定が行われた際、新規約施行日以降、新規約に同意できずに退会するアカデミー生は、第22条第3項に定められた同意とみなされる行為がなされていない場合に限り、申請した日をもって退会日とする。この場合、先払いされた当月分の月謝については返金しないが、本条の規定にかかわらず、翌月の月謝の先払いを免除することとします。

第16条(再入会)

退会後1年以内に再度当アカデミーに入会をする場合には、入会金なしで再入会することができます。

第17条(当アカデミーの終了)

- 1) 当社は、事前に会員に対して通知することにより、当社の裁量で、当アカデミーを閉会し、当アカデミーのサービス提供を中止することができる事とします。
- 2) 前項の当アカデミーの閉会又は当アカデミーのサービス提供の中止により、アカデミー生又は第三者が被った損害等に関し、当社は一切の責任及び損害賠償義務を負いません。

第18条(自己責任の原則)

- 1) アカデミー生は、当アカデミーの利用にあたり、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えてはいけません。
- 2) 当アカデミーの利用に関連して、アカデミー生が故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合またはアカデミー生と第三者の間で紛争が生じた場合、当該アカデミー生は、自己の責任と費用でこれを解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。
- 3) 当アカデミーの利用に関連して、当社以外の第三者が当アカデミーの利用をするスクール生に損害を与えた場合、当社は、いかなる責任をも負わず、一切の損害賠償義務を負いません。

第19条(営業行為等の禁止)

アカデミー生は、その資格を利用して、当アカデミーに関し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為を行なってはいけません。

第20条(個人情報の取り扱い等)

- 1) 当社は、アカデミー生の氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報等(以下総称して「個人情報」という。)を取得するものとし、当該情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報の利用目的は、以下の各号記載の通りとします。
 - (1) 当アカデミーの宣伝物等の送付(電子メール・電話含む。以下同じ。)
 - (2) アースフレンズ及びアースフレンズ東京Zに係る各種営業、イベント、キャンペーンの案内
 - (3) 当社又は当アカデミーの既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
 - (4) 当社又は当アカデミーの商品、サービス、イベント、キャンペーンに係るアンケートの実施
 - (5) アカデミー生等からの問い合わせ等への対応
- 3) 当社は、法令に定められた場合を除き、当該アカデミー生の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。
- 4) 当社は、当アカデミーに関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合があります。この場合、当社は、業務委託先と個人情報保護契約を締結します。
- 5) アカデミー生は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で当社に届け出なければならず、入会申込時の届出内容及び変更内容について、一切の責任を負い、届出内容及び変更内容の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不到達その他の不利益について、当社は一切責任を負いません。

- 6) 登録された会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、2回以上送付物が所在先不明等により返送をされたときは、当社は、当該アカデミー生に対する送付物の発送を停止致します。

第21条(写真・映像の利用)

アカデミー生は、当アカデミーの活動風景として自己の肖像等の撮影があることを予め承し、当社は、無償にて当該肖像等を撮影した写真及び映像等を当社のウェブサイトやプロモーションに利用することができます。

第22条(本規約等の変更)

- (1) 当社は、本規約の内容を適宜変更することができ、アカデミー生はあらかじめこれを了承するものとします。
- (2) 本規約及び当アカデミーのサービス内容の変更は、当社が別途定める場合を除き、口頭又はご登録頂いた携帯電話メールアドレス等への通知、練習場への掲示その他アカデミー生又は保護者が認識できる方法により表示した時点から、その効力を生じるものとします。
- (3) 改定された新規約が施行された後に練習に参加されたアカデミー生は、改定後の規約に同意したものとします。また、本規約の改定を施行した後に月謝の支払いをした場合も、改定後の規約に同意したものとします。改定された新規約の施行から2週間を経過した場合も改定後の規約に同意したものとします。

第23条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を適用します。

第24条(専属的合意管轄裁判所)

当社とアカデミー生の間で本規約、利用規約、当アカデミーのサービスに関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条(当社からの連絡)

当アカデミーのスケジュール変更等の際には、メールにてご連絡させていただきます。academy@eftokyo-z.jpからのメールを受信できるよう設定をお願い致します。なお確認漏れや所有するパソコンや携帯電話等の通信機器の不具合により、メールが確認できなかった事により、アカデミー生に不利益となる事が生じた場合、その責任等は一切負いかねますので、予めご了承ください。

第26条(当アカデミーへの連絡・問い合わせ)

体調不良等によりアカデミーを欠席する場合、入会、休会、退会、その他のご連絡・お問い合わせについては、次の宛先までお願い致します。

〒144-0035

東京都大田区南蒲田1-22-20 PDビル4階

株式会社GWC アースフレンズ東京Zバスケットボールアカデミー事務局

TEL: 03-6892-4343 メール: academy@eftokyo-z.jp